

別添

○厚生労働省告示第二百十八号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年五月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

- イ 要介護一 一月につき二十七回
- ロ 要介護二 一月につき三十四回
- ハ 要介護三 一月につき四十三回

二 要介護四 一月につき三十八回

ホ 要介護五 一月につき三十一回

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八条号の二に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護 生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）